＜北海道子ども会見舞金制度・全国子ども会安全共済会の加入手続き＞・・・お申し込み・見舞金のご請求は道子連へ　TEL&FAX　011-271-4152

※　㊞→自署・・・代表者が署名することで押印不要とします

単位子ども会　で作成　　市町村子連へ　　**市町村子連で保管**　　**市町村子連**　で作成　　**※3月中に加入-01を提出（共済契約申込書）**

㊞又は自署

①加入者名簿（加入-11・12）　年齢必須 → ①写しを保管(加入-11・12) → ①加入者名簿（加入-11・12）原本

②子ども会年間計画（加入-13）・・・追加・変更可 → ②写しを保管(加入-13) → ②子ども会年間計画（加入-13）原本

※途中で変更・追加があった場合は事前に報告す → ※途中で変更・追加があった場合は事前に道子連へ報告を

③加入申込書（加入D-4）　㊞又は自署 → ③コピーせず保管（加入D-4）

③加入者内訳表※（加入D-3）　作成

④加入申込書（加入-02）　作成　㊞又は自署

⑥会費　人数×200円　（10月以降は190円） → ⑤取りまとめる → **⑥ゆうちょ銀行**　→　**★ローカルルール**（2ケ月まとめて）

道子連口座へ送金

取りまとめ作成

※②の計画書の行事が補償の対象です(必須)

※事故が起きたときに必要になりますので保管しておいて下さい

※③D-3の保護者を④加入-02へ転記する際　は育成者として集計して下さい

保護者＝育成者

⇒ 道子連へ送る ⇓ 道子連へ送る ⇓ 全子連へ

＜事故が起きたときの手続き＞

単位子ども会　　**市町村子連**

電話などで連絡 → 事故発生第一報（加入-01）を作成　-計画書で確認-　**30日**以内 ⇒ 道子連へ送る（FAX可）

TEL&FAX
011-271-4152

★ローカルルールについては
お問い合わせください。

治療が終了（治癒）したら **領収書・診療明細書の写しと**

医療共済金請求書等

を60日以内に提出

※180日を経過しても治療が終わらない場合も請求

← **※医療共済金請求書兼事故証明書等の書類を被害者に渡しておく**（請求-11、12、D-5、6）　㊞又は自署

→

①見舞金申請書（道子連様式　請求D-5）
（振込先記入欄）　※子連チェック蘭有

②共済金請求書兼事故証明書（請求-11）　㊞又は自署
※子連チェック蘭有

③診療点数数集約書　※**診断書**は指示された場合のみ必要
（請求D-6）　（料金は出ません）

④領収書及び診療明細書の写し

★⑤個人情報の取扱いについての同意書（請求-12）　㊞
※必ず出してください　自署の場合も㊞必須

⑥子ども会年間計画の写し（加入-13）

⑦月間計画書か要項・案内の回覧板など（必須）

⑧加入名簿の写し（加入-11・12）

※整骨院・接骨院用（請求-22）

＜見舞金を請求＞

⇒ 道子連へ送る　**60日以内** ⇒ 全子連へ送る / 道子連・全子連で審査し決定した場合 ⇓ 道子連 / **見舞金＋共済金**　**60日以内** ← **市町村子連** / **被害者へ支給** ← **直接送金も可**――（**決定通知書**は市町村子連へ） ← 被害者 / 見舞金＋共済金を受取る

受領書を書く（子連が渡し） → （**直接送金**の場合は振込通知書を受領書と見なすので不要） → 道子連へ送る